

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

トライズネクスト株式会社(以下「甲」という。)と甲の過半数代表者(以下「乙」という。)
は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

対象となる派遣労働者の範囲

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

賃金の構成

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、及び退職手当とする。

賃金の決定方法

- 第 3 条 対象従業員の基本給、賞与及び手当(第 2 条の掲げる賃金のうち、基本給、賞与、本条(三)及び(五)の手当を除く。以下同じ。)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じた別表 3 とする。
- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 6 年 8 月 27 日付職発第 0827 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という)に定める別添 2 「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用する。
- (二) 地域調整については、派遣先の事業所所在地が福岡県内に限られることから、別添 3 に定める「福岡」の指数を使うものとする。
- (三) 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、第 5 条のとおりとする。
- (四) 通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

- (五) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表3に定める額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 対象従業員の基本給、賞与及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

- (一) 別表3の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
(二) 別表4の各等級の職務と別表3の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとすること。

3ランク：10年

2ランク：3年

1ランク：0年

- 2 甲は、第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で追加の手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従い支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当については下記の条件にて支給する。

- (一) 公共交通機関(バス、電車など)を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が20km以内は通勤に要する実費に相当する額を支給する。

但し、通勤経路及び交通機関は、運賃、通勤時間等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的で、会社が許可したものとする。

住居から派遣される事業所までの移動距離が20kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり73円を支給する。

- (二) 自家用車を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が20km以内は実費支給（ガソリン代のみ）

とし、この時ガソリン代については原則1kmあたり16円とする。

但し、社会情勢の変化に鑑みガソリン価格が大幅に変動した場合には別途協議の上、対応するものとする。

移動距離が20kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり73円を支給する。

- (三) 徒歩もしくは自転車を利用する場合

通勤手当は支給しない。

賃金の決定に当たっての評価

第7条 基本給の決定は、1年毎に行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その方法は給与規定第19条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の追加の手当の範囲を決定する。

賃金以外の待遇

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員の待遇と比較し不合理な待遇差が生じないものとする。

教育訓練

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「トライズネクスト社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

その他

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

有効期間

第11条 本協定の有効期間は、令和7年5月1日から令和8年4月30日までの1年間とする。
本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和7年 5月 1日

【別表1】協定の対象となる業務

(円)

| | 基準値 | 基準値に能力・経験調整指数を乗じた値 | | | | | | 参考値(0年) |
|-----------------|-------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| | (0年) | 1年 | 2年 | 3年 | 5年 | 10年 | 20年 | |
| その他の一般事務の職業 | 1,082 | 1,255 | 1,345 | 1,374 | 1,439 | 1,617 | 1,940 | 1,204 |
| 金属溶接・溶断設備 | 1,165 | 1,351 | 1,448 | 1,480 | 1,549 | 1,741 | 2,089 | 1,380 |
| その他の製品製造等 | 1,108 | 1,285 | 1,377 | 1,407 | 1,474 | 1,655 | 1,987 | 1,262 |
| 他の電気機械器具組立工 | 1,135 | 1,317 | 1,411 | 1,441 | 1,510 | 1,696 | 2,035 | 1,376 |
| 輸送用機械器具組立工 | 1,120 | 1,299 | 1,392 | 1,422 | 1,490 | 1,673 | 2,008 | 1,318 |
| 窯業製品検査工 | 1,164 | 1,350 | 1,447 | 1,478 | 1,548 | 1,739 | 2,087 | 1,355 |
| その他の製品検査の職業 | 1,111 | 1,289 | 1,381 | 1,411 | 1,478 | 1,660 | 1,992 | 1,271 |
| 一般機械器具検査工 | 1,164 | 1,350 | 1,447 | 1,478 | 1,548 | 1,739 | 2,087 | 1,389 |
| 電気機械器具検査工 | 1,113 | 1,291 | 1,383 | 1,414 | 1,480 | 1,663 | 1,996 | 1,291 |
| フォークリフト運転作業員 | 1,191 | 1,382 | 1,480 | 1,513 | 1,584 | 1,779 | 2,135 | 1,306 |
| 陸上荷役・運搬作業員 | 1,233 | 1,430 | 1,533 | 1,566 | 1,640 | 1,842 | 2,211 | 1,377 |
| 倉庫作業員 | 1,172 | 1,360 | 1,457 | 1,488 | 1,559 | 1,751 | 2,101 | 1,303 |
| 梱包作業員 | 1,110 | 1,288 | 1,380 | 1,410 | 1,476 | 1,658 | 1,990 | 1,233 |
| 製品包装作業員 | 1,056 | 1,225 | 1,313 | 1,341 | 1,404 | 1,578 | 1,893 | 1,149 |
| ラベル・シール・タグ付け作業員 | 1,048 | 1,216 | 1,303 | 1,331 | 1,394 | 1,566 | 1,879 | 1,145 |
| 選別作業員 | 1,157 | 1,342 | 1,438 | 1,469 | 1,539 | 1,729 | 2,075 | 1,270 |
| ピッキング作業員 | 1,137 | 1,319 | 1,413 | 1,444 | 1,512 | 1,699 | 2,039 | 1,234 |

【別表2】地域指数（通達に定める職業安定業務統計による地域指数）

| | |
|----|------|
| 福岡 | 95.9 |
|----|------|

【別表3】 比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（福岡）

(円)

| | 一般労働者の平均的な賃金の額 | | | 左記に退職金を合算した場合の額 (+5%) | | |
|-----------------|----------------|-------|-------|-----------------------|-------|-------|
| | 0年 | 3年 | 10年 | 0年 | 3年 | 10年 |
| その他の一般事務の職業 | 1,038 | 1,318 | 1,551 | 1,090 | 1,384 | 1,629 |
| 金属溶接・溶断設備 | 1,118 | 1,420 | 1,670 | 1,174 | 1,491 | 1,754 |
| その他の製品製造等 | 1,063 | 1,350 | 1,588 | 1,117 | 1,418 | 1,668 |
| 他の電気機械器具組立工 | 1,089 | 1,382 | 1,627 | 1,144 | 1,452 | 1,709 |
| 輸送用機械器具組立工 | 1,075 | 1,364 | 1,605 | 1,129 | 1,433 | 1,686 |
| 窯業製品検査工 | 1,117 | 1,418 | 1,668 | 1,173 | 1,489 | 1,752 |
| その他の製品検査の職業 | 1,066 | 1,354 | 1,592 | 1,120 | 1,422 | 1,672 |
| 一般機械器具検査工 | 1,117 | 1,418 | 1,668 | 1,173 | 1,489 | 1,752 |
| 電気機械器具検査工 | 1,068 | 1,357 | 1,595 | 1,122 | 1,425 | 1,675 |
| フォークリフト運転作業員 | 1,143 | 1,451 | 1,707 | 1,201 | 1,524 | 1,793 |
| 陸上荷役・運搬作業員 | 1,183 | 1,502 | 1,767 | 1,243 | 1,578 | 1,856 |
| 倉庫作業員 | 1,124 | 1,427 | 1,680 | 1,181 | 1,499 | 1,764 |
| 梱包作業員 | 1,065 | 1,353 | 1,591 | 1,119 | 1,421 | 1,671 |
| 製品包装作業員 | 1,013 | 1,287 | 1,514 | 1,064 | 1,352 | 1,590 |
| ラベル・シール・タグ付け作業員 | 1,006 | 1,277 | 1,502 | 1,057 | 1,341 | 1,578 |
| 選別作業員 | 1,110 | 1,409 | 1,659 | 1,166 | 1,480 | 1,742 |
| ピッキング作業員 | 1,091 | 1,385 | 1,630 | 1,146 | 1,455 | 1,712 |